令和６年４月

放課後児童クラブ入所児童保護者各位

**令和６年度　放課後児童クラブ保育料 減免制度について**

所沢市では、低所得世帯等の負担を軽減することを目的に、放課後児童クラブ保育料を減免する制度があります。

**１　制度の内容と手続き**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **（１）世帯区分** | **（２）減免する額** | **（３）減免期間** | **（４）市外からの転入者等の添付書類** |
| ①市区町村民税**非課税**世帯 | 全額 | ~~4月分～６月分~~ | ~~令和５年度　市区町村民税非課税証明書~~ |
| ７月分～３月分 | 令和６年度　市区町村民税非課税証明書 |
| ②市区町村民税のうち、**所得割課税額が１万円未満**の世帯 | 半額 | ~~4月分～６月分~~ | ~~令和５年度　市区町村民税課税証明書~~ |
| ７月分～３月分 | 令和６年度　市区町村民税非課税証明書 |
| ③**生活保護**受給世帯 | 全額 | 受給期間中 |  |

通常の保育料　月額10,000円（兄弟等で同じ児童クラブに通う場合は、２人目以降の兄姉は5,000円）のところ、以下の世帯区分に該当している方は、事前の申請により保育料が全額無料又は半額になります。

**(1)「世帯区分」について**

「世帯区分」は、**月の初日における**世帯状況（単身赴任者を含む同居家族の課税状況）で判断します。所得未申告の場合は、減免の対象にはなりません。なお、減免決定後に、世帯員に異動があった場合や、生活保護が廃止となった場合等は、在籍するクラブに**異動届を提出**していただきます。クラブ又は青少年課で用紙を受け取ってください。

**(2)「減免する額」について**

減免の対象となるのは**保育料に限ります。**（おやつ代・傷害保険代・延長保育料等の実費徴収金は、減免の対象ではありません）

**(3)「減免期間」について**

減免判定の基とする課税年度は、７月分から切り替えます。（４月分から６月分の保育料の減免は、　　　　令和５年度の課税状況、７月分から３月分は令和６年度の課税状況から判断）このため、減免申請書は、**年度内に２回提出する**必要があります。

≪令和６年度　減免申請受付期間≫

**１回目（４月分～６月分の減免）　2/１６（金）～ 3/１（金）**

**２回目（７月分～３月分の減免） 5/２０（月）～　6/３（月）**

**※上記期間終了後も随時受け付けておりますが、途中入所の方以外は、**

**月を遡って申請はできません。申請忘れのないようご注意ください！**

**(4)「市外からの転入者等の添付書類」について**

~~４月分から６月分の申請について、令和５年1月２日以降に所沢市に転入された方は、以前お住まいだった市区町村から~~**~~令和５年度「市区町村民税課税（非課税）証明書」~~**~~を取り寄せ、減免申請書に添付してください（世帯全員分必要）。~~７月分から３月分の申請については、令和６年１月２日以降に所沢市に転入された方は、令和６年度の証明書を減免申請書に添付してください。事情により所沢市に住民登録をしていない世帯も同様です。

**≪ ご注意ください！！ ≫**

申請受付期間以降の申請は、原則毎月１０日締切りで、減免の適用は翌月からになります。

月を遡っての申請はできませんが、途中入所の方については、入所月内までに申請していただければ、入所月からの適用になります。

**２　申請から減免までの流れ**

保護者は、減免申請書（及び転入者は課税　　　（非課税）証明書）をクラブに提出

在籍クラブは、申請書類を審査した後、

市（青少年課）に提出

・保護者は「所沢市立児童館生活クラブ保育料減免申請書」、「所沢市立児童クラブ保育料減免申請書」、「所沢市児童クラブ保育料減免申請書」のうち、該当する申請書を**各クラブに提出**してください。

・市外からの転入者と市に住民登録していない方は、申請書に「市区町村民税課税（非課税）証明書」を添付してください。*前項の(4)参照*

※ 市町村側の事情で証明書の提出が遅れる場は、減免申請書のみ6月3日までにご提出ください。その際、証明書の提出可能日をお伝えください。（目安は期限日から約2週間）

市は「世帯区分」に該当しているかを確認し、

結果をクラブ（事業者）に通知

クラブ(事業者)は、市の確認結果を基に保育料の　減免可否を決定し、その内容を保護者に通知

・結果が全額免除以外の方は、決定通知に記載された保育料（全額又は半額）がクラブ（事業者）から請求されます。

クラブ(事業者)は、保護者に減免後の保育料を請求

【問合せ先】所沢市役所高層棟２階　こども未来部青少年課　　℡04-２998-910３

利用料の減免を適用